

土森委員長 | ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
 本日は、議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うため、お集まりをいただきました。
 お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. 委員席の変更

土森委員長 | まず、議題に入る前に、委員席の変更について協議していただきたいと思います。
 4月1日付で会派の異動があったことに伴いまして、新風・くろしおの会の委員であった野町委員が、自由民主党の委員として継続していただいております。
 つきましては、委員席の変更についてお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「委員長一任」との発言あり）

土森委員長 | ただいま、委員長一任とのことでありましたので、私のほうで決定することいたします。
 それでは、依光委員は大野委員がお座りの席にお移りください。大野委員、塚地委員、池脇委員は、順次右に移動していただきたいと思います。野町委員は、弘田委員がお座りの席にお移りください。明神委員、弘田委員は、順次右にお移りください。
 それでは、移動願います。

（各委員、順次移動）

土森委員長 | これを、委員席と決定します。

2. 議員定数問題等に関する検討課題について

土森委員長 | それでは、資料1の「議員定数問題等に関する検討課題」についてであります。
 これらの検討課題の2「選挙区」のうち、高岡郡選挙区の分区については、隣接する仁淀川町の町長との意見交換会を行った後に、結論を出すこととしておりました。
 資料2は、その際の町長の御意見を整理したものであります。町長の御意見は、町の合併から12年がたち、吾川郡として取り組んできており、吾川郡の選挙区は郡単位でお願いしたいというものであります。
 それを踏まえた上で、高岡郡選挙区の分区について御協議を願います。

明神委員 | 御承知のように、各首長さんの意見を聞きました。うち、高岡郡の分区につきましては、1人の首長さんが現行どおり、あとの首長さんは仁淀川筋と四万十川筋で分けてほしいという意見でありましたので、その意見に従い、分区したらという考えであります。

土森委員長 | ほかにありますか。

塚地委員 | もともと高岡郡は前々回の選挙までは4人の選挙区ということで、それぞれの候補者の皆さんや当選された皆さんが地域の地盤を持ちつつ、4人で切磋琢磨もしていただいて、高岡郡に責任を持つ、そういう役割を果たしていただいたというふうに思っております。
 面積が広くて大変な中で、定数は減らすべきでないというふうに私どもは主張してきましたが、結果前回の選挙から定数が1減らされて3になったという状況になっています。そこで、広くて大変なので分区をして、1人区を新たに作るという

ことになろうとしているんですけれども。

私どもといたしましては、やはり多様な県民の皆さんの意見を反映させていただくという点から考えて、1人の首長ではありましたが、多様な意見を反映するということから、今の高岡郡は分区すべきではないという御意見は妥当な意見だなというふうに思っております。

土森委員長

明神委員からは、町村長さんの意見を聞いた上でも、1人の方は現行どおりということでありましたが、あとは分区を望んでいるということ。そして、塚地委員からは現行どおりというふうなことがありましたが、大体の方向性としては分区ということ。地元の町長さんの御意見を反映すると、そういう方向になるかと思いますが、塚地委員の意見は意見としてお聞きした上で、決めさせていただいてよろしゅうございますか。

塚地委員

よくはございませんけれども。

土森委員長

それでは、高岡郡選挙区につきましては、川筋により分区することに御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決めます。

それでは、これまでの協議で、資料1の検討課題についてはほぼ整理されましたので、順次最終決定をしていきたいと思えます。

まず、2の「選挙区」についてであります。

新たな選挙区をどうするかにつきましては、公職選挙法の改正を受け、関係町村の御意見もお伺いしながら協議をまいりました。

先ほども御協議いただきましたが、高岡郡選挙区については、県政に民意を反映させるための適正な面積や、地域の結びつきといった生活圈等を考慮し、川筋により分区することが適当であるということから、佐川町・越知町・日高村選挙区と中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区に分区することで整理をさせていただきましたので、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

塚地委員

異議はありますが、最終的に御意見は申し上げます。

土森委員長

最終的に意見を出していただきたいと思えます。

それでは、高岡郡選挙区については、川筋により分区し、佐川町・越知町・日高村選挙区と中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区とすることに決しました。

なお、吾川郡選挙区については現行どおりとすることで、御了承願います。

(了 承)

土森委員長

次に、4の「市の区域の任意合区」についてであります。

公職選挙法第15条第3項の任意合区の規定については、室戸市、安芸市、土佐清水市が対象となりますが、前回までの委員会で、合区すると面積が広くなり、県民の意見を詳細に聞き県政に反映させることが難しくなる、また今の人口の状況では現行の定数や配置は適正であるといったことから、合区はせず、室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、現行どおりの選挙区とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

御異議ないものと認めます。
よって、室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、現行どおりの選挙区とすることに決しました。
次に、5の「町村の区域の単独選挙区」についてであります。
公職選挙法第15条第4項の町村の単独選挙区の規定につきましては、黒潮町選挙区が対象となります。
これまでの議論の中では、黒潮町選挙区は、今の状況で見れば単独選挙区だが、平成の合併で一つの町の選挙区となった経緯がある、また地域の課題の大きさから、今回は単独の選挙区を維持すべきといったことから、公職選挙法第15条第4項の規定を適用し、黒潮町選挙区については現行どおり単独選挙区とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

御異議ないものと認めます。
よって、黒潮町選挙区につきましては現行どおり単独選挙区とすることに決しました。
続きまして、検討課題の1「議員定数」についてであります。
総定数と、関連いたします各選挙区の定数について決定していくことといたします。
総定数につきましては、前回の委員会までに、適正な定数を考えた場合、これ以上減らすと活発な委員会審査ができなくなるといったことを考えると、現行どおりとすべきといった御意見もいただいたところであります。総定数につきましては、大勢の御意見が現行どおりの37人とすることでありましたので、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

御異議ないものと認めます。
よって、総定数は現行どおりの37人とすることに決しました。
次に、各選挙区の定数についてであります。
分区することとした高岡郡選挙区につきましては、佐川町・越知町・日高村選挙区については1人、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区については2人ということで御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

御異議ないものと認めます。
よって、佐川町・越知町・日高村選挙区については1人、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区については2人とすることに決しました。
次に、7「ただし書きの適用」についてであります。
このことにつきましては、総定数及び各選挙区がそれぞれ決定した後、最終的にどのような適用状況になるかを確認した上で結論を出すこととしておりました。
なお、前回の1月30日の委員会において、高知市選挙区については、現行どおりただし書きを適用し、定数を15人に据え置くということを確認しております。
また、その場合には、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区に1人ずつ割り振るとの御意見も出ておりましたが、公職選挙法第15条第8項のただし書きの

	適用について御協議を願います。
塚地委員	<p>ただし書きの適用を考えた場合に、高知市選挙区は本来でしたら 17 人を 15 人、2 人減らすということで、その 2 人をどこに割り振るかということになるわけです。それでいいますと、資料にある、選挙区を変更しないことを前提に試算すると、南国市選挙区が 1 人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区が 1 人減。これは 1 票の格差の問題を考えると、妥当なただし書きの適用だというふうに、私どもは考えております。</p>
明神委員	<p>私は、現行どおり高知市を 15 人とした場合に、宿毛市・大月町・三原村選挙区は人口比例 1.401、市町村の数 3 市町村及び面積が 474.5 平方キロメートルの広さを考慮して、ただし書きの規定を適用し、現行どおり 2 人でよいと思います。</p> <p>もう一つの選挙区については吾川郡選挙区ですけれども、人口比例 1.439、広さ 803.97 平方キロメートルという広大な面積を考慮して、ただし書きの規定を適用し、現行どおり 2 人にしたらよいと思います。以上です。</p>
塚地委員	<p>今の御意見だと、面積要件のことも言われましたけれども、宿毛市・大月町・三原村選挙区の 474 平方キロメートルという数字は、今の 1 人区になっているところと比べましても、極めて広過ぎるという状況ではないというふうに思っております。</p> <p>いわゆる配当調整を考えた場合に、吾川郡が 4 番目、南国市が 5 番目、宿毛市・大月町・三原村が 6 番目という順位になるわけです。やっぱり、その順位どおりに決定すべきというふうに、私はただし書きの適用は厳格に行うべきというふうに考えております。</p> <p>そうでないと、やっぱり判断の基準があいまいになるので、配当調整の順位を尊重すべきということで、南国市をふやす、宿毛市・大月町・三原村を 1 人減とするという基本的な考え方で結論を出すべきだというふうに考えておりました。</p>
土森委員長	御意見はわかりました。ほかに。
弘田委員	南国市の問題なんですけど、南国市は現状 2 人おります。面積が 125.3 平方キロメートル。1 人当たりの担当する面積ということで考えていくと、私は今明神委員がおっしゃったように、今のままでよいのではないかという意見です。
池脇委員	<p>現行の定数で、今までそれほど批評をされていないと思いますし、特に高知市から離れている地域は、なかなかその地域の人でない目が届かない。我々は高知市選挙区ですから、そうであっても本来は室戸市や宿毛市のこともしっかり理解して県政に反映をさせるべきなんですけれども、やっぱり自分の選挙区が主な時間を費やす場所になるんですね。</p> <p>そうしますと、やっぱり郡部の、特に県庁所在地の市から離れている地域で議席を減らすということには、それ相当の理由があれば理解できるんですけども。</p> <p>人口比例の順位の差は 0.03 くらいのところですから、ここは数字というよりも、現状のまま、その地域の声を反映できる議員を確保するというのを優先していくことも大事なんじゃないかという判断を我々はしております。</p>
土森委員長	意見がいろいろありますが、大体の方向性としては、南国市選挙区を 2 人の現行どおりにし、高知市選挙区の 17 人は 15 人、残った 2 人は宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区に配分する、そういうふうな意見の方が多くあります。
塚地委員	面積要件のことをそこまで広く言い始めると、例えば高知市の 15 人はこの面積に対してどうなのかという議論になって、そこは極めて判断があいまいなものになる

というふうに私は思っています。

やっぱり一人一人の持つ1票の重みというのは極めて大きいわけで、ただし書きの適用の場合に、そこをやっぱり基本にきちんと考えていくということが重要だと思います。私は、ただし書きの適用で、ここに事務局から記されている中身が重要だというふうに考えていますので、そこは納得がいくものではございません。

土森委員長

塚地委員は納得いかんということですが、これは我々委員会が決めていくことでありまして、そういうふうな意見もあるとかそういうことで、この問題を整理していかないと、なかなか決着が付きませんので。

採決まではいかないとしても、塚地委員の意見を最終的に報告書の中で反映していくというようなことで、御了承願えますか。

塚地委員

お気を遣っていただきまして、ありがとうございます。

出発の時点から、私はこの議論には問題があるというふうに指摘をしてまいりましたので、今一つ一つについて意見は申し上げませんでしたけれども、最終の報告の段階では明確に意見は言わせていただきたいというふうに思っております。

土森委員長

最終の段階ではっきりした考え、御意見を述べてください。

塚地委員

はい。

土森委員長

それでは大体まとまりましたので、公職選挙法第15条第8項ただし書きの適用につきましては、南国市選挙区の問題も出てきましたけれども、南国市選挙区は現行どおり2人ということで、高知市選挙区の定数は15人に据え置いた上で、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区の定数につきましては、現行どおりのそれぞれ2人とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

土森委員長

御異議ないものと認めます。

よって、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用につきましては、高知市選挙区の定数は15人に据え置き、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区の定数につきましては現行どおりのそれぞれ2人とすることに決しました。

本日、当委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数につきましては、全て結論を得ることができました。

つきましては、6月定例会におきまして当委員会の報告を行いたいと存じますので、御了承願います。

(了 承)

土森委員長

その際は、塚地委員から意見がありました、そういうことも踏まえた内容ですね。恐らく最終的には採決ということになると思いますので、よろしく願います。

大野委員

今までの議論では、高岡郡の分区以外は現状どおりということになったんですが、今回は首長さんの意見を尊重するという形で議論がされたということです。

塚地委員もちょっとおっしゃっていましたが、改選前の前回の委員会からも意見があったんですけども、例えば県民を初め第三者から広く意見を聞く、そして抜本的な見直しをしていくという部分。もう一つは、首長さんからも意見があったんですけども、1人区の解消をどうしていくのかという、この2点について、やっぱりこの委員会でも、どう結論を出していくのかという部分は要ると思うんです。

これをもうちょっとどこかで議論させていただき、例えば次回の委員会につないでいくとか、そういう形をお願いしたいと思います。

土森委員長

今回この特別委員会は、現場に足を踏み込んでいって、首長さんの意見を聞いたという面で、相当民意の反映ができる状況をつくったのかなというふうに思っています。

そういう中で、意見は意見としていただいた上で、今後、県議会のあり方というのをどうしていくのか、総定数はこれでいいのか、それと、きょうお決めいただいた現行の選挙区でいいのかという議論は当然、国勢調査後には必ず出てくる問題だというふうに思います。そういうふうな中で、次に、県議会としての、県民に反映ができるような体制にどう持っていくのかということは、今後の議論として置いておく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことも考えると、これだけ少子高齢化が進んで人口減少が進んでくる、そういう中でこの広い面積の高知県の選挙区をどのように見ればいいのか、どのような形をつくっていけばいいのかという、いつかは抜本的な改革につなげていく議論が必要な時期も来ると思います。

当然そのときには、塚地委員から面積ということだけではという話がありましたが、ほかの県と違いまして、高知県の面積というのはものすごく広いし、それから県議会の議員定数というのは全体的に見ると少ない。そういうことで、本当に県民の声を詳細に聞いて県政に反映できる、県議会議員としての活動がいかに行けるかという、そういう問題が今後残ってくると思いますし、そのことも踏まえた上で、今後の議会のあり方、定数、選挙区も含めて、今後の議論として持っていく必要があると思いますね。大野委員からも、塚地委員からもそういった御意見がありました。

その辺のことは、今後の委員会で検討していただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

塚地委員

今、土森委員長がおっしゃったことは極めて大事なお話です。本来でしたら、前回の委員会で抜本的な検討をするということが、この委員会に託された命題でしたので、今おっしゃったことはこの委員会がスタートするときにやらなくては行かなかったことだというふうに思っています。茨城県などは、有識者、若者、女性、そういった方々からの意見をきちんと聞いた上での改正ということをやっているんですね、もう既に。

それが、平成27年の国勢調査が出た後この委員会でやるべき仕事だったということ、私は強く思っておりますので、今回できなかったことが次にということで、次にまた今回のようにあいまいなことになっては絶対ならないということは意見として申し上げておきます。

土森委員長

その辺は委員長の腕が立たんということでお許しを願いたいと思います。いろいろ意見は出ましたが、本当にいろいろ議論をし、現場に足を踏み込んでいろんな意見も聞いてきました。その後の決定でありますので、この辺は各委員の皆さん、御了承願いたいというふうに思います。

(了 承)

3. その他

土森委員長

最後に、次回の委員会開催日についてであります。

今回は、委員会報告書の取りまとめとなります。お手元に日程表をお配りいたしてありますので、この表を参考にしながら、次回の開催日を決めておきたいと存じます。

H29. 4. 25 議員定数問題等調査特別委員会

なかなか日程が詰まっていて、業務概要が始まったりしますので、やっぱり6月になると思いますね。

池脇委員

6月16日の議運の後はどうですか。

土森委員長

もう少し早くしないと。5日か6日はどうですか。

塚地委員

できたら5日ありがたい。

三石委員

私は6日にしていただきたい。5日はどうしても予定が入ってまして。

塚地委員

じゃあ、6日で結構です。

土森委員長

そしたら、6月6日火曜日、10時の開催でいかがでしょうか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、そのように決定いたします。
そのほかに何か、ないですね。

(なし)

土森委員長

それでは、協議事項は以上であります。
これで本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。